

平成26年度 風評対策強化指針関連予算事業一覧

参考

番号	事業名	所管省庁
強化指針1 風評の源を取り除く		
1. 被災地產品の放射性物質検査の実施		
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助	厚生労働省
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	農林水産省
4	地方消費者行政活性化事業(復興特会分)	消費者庁
5	食品中の放射性物質対策	厚生労働省
6	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	農林水産省
7	水産業共同利用施設復旧支援事業	農林水産省
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	文部科学省
9	放射線量測定指導・助言事業	経済産業省
2. 環境中の放射線量の把握と公表		
10	環境放射線測定等に必要な経費	原子力規制庁
11	環境モニタリング調査	環境省
12	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた対応	原子力規制庁
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ		
13	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	厚生労働省
14	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	消費者庁
15	リスクコミュニケーション実施経費	内閣府
16	地方消費者行政活性化事業(一般会計分)	消費者庁
17	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	文部科学省
18	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	文部科学省
19	学校における放射線に関する教育の支援	文部科学省
20	政府広報の実施	内閣府
21	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	原子力規制庁
22	放射線による健康不安対策事業	環境省
23	県民健康管理調査支援のための人材育成事業	環境省
24	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びに放射線による健康影響等に関する資料の改訂等	環境省
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する		
1. 被災地產品の販路拡大、新商品開発等		
25	福島発農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省
26	農産物等消費応援事業	農林水産省
27	復興に向けた木の暮らし創出支援事業	農林水産省
28	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	経済産業省
29	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	経済産業省
30	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省
31	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省
32	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	外務省
33	森林整備加速化・林業再生事業のうち原木しいたけ再生回復緊急対策	農林水産省
2. 国内外からの被災地への誘客促進等		
34	福島県における観光関連復興支援事業	国土交通省
35	東北地域観光復興対策事業	国土交通省
36	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省
37	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	外務省
38	外国報道関係者招聘事業	外務省
39	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	外務省
40	啓発派遣事業	外務省
41	在外公館文化事業	外務省
42	三陸復興国立公園再編成等推進事業	環境省
43	戦略的な日本理解促進事業	外務省

平成26年度 風評対策強化指針関連予算事業表

番号	事業名	事業概要
強化指針1 風評の源を取り除く		
1. 被災地產品の放射性物質検査の実施		
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助 (厚生労働省)	食品中の放射性物質について、各自治体が検査を実施するために必要な機器に対する補助を行う。
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 (農林水産省)	都道府県等が放射性物質による農畜産物等への影響の検証を行うために必要な検査機器の整備・調査分析経費の支援、国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業 (農林水産省)	畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援する。
4	地方消費者行政活性化事業 (復興特会分) (消費者庁)	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を増額するための資金を交付。
5	食品中の放射性物質対策 (厚生労働省)	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。
6	放射性物質影響調査推進事業(水産物) (農林水産省)	水産物への消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を継続的に実施するとともに、検査結果の正確な情報を提供する。
7	水産業共同利用施設復旧支援事業 (農林水産省)	被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等)の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・復興に必要不可欠な機器及び放射能測定器等の整備に要する経費を支援する。
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業 (文部科学省)	食品については、出荷段階で検査が行われていることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を継続して実施し、結果を公表する。
9	放射線量測定指導・助言事業 (経済産業省)	工業製品等の風評被害への対策として、民間事業者等に工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する。
2. 環境中の放射線量の把握と公表		
10	環境放射線測定等に必要な経費 (原子力規制庁)	東日本大震災からの復興のため、福島県におけるモニタリング業務、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム放射線監視システム等の維持・管理や放射線モニタリングを実施し、国民の安心を確保する。
11	環境モニタリング調査 (環境省)	水環境における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供する必要があることから環境モニタリング調査を実施する。
12	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた対応 (原子力規制庁)	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ、公表を行うとともに、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施する。また、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの連携を深化し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上を促進。

番号	事業名	事業概要
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ		
13	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (厚生労働省)	食品安全中の放射性物質に関する理解を促進するため関係府省庁、地方自治体等と連携し意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実を図る。
14	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション (消費者庁)	食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により、消費者が理解を深め、自らの考えで消費行動ができるよう、関係府省庁、地方自治体等と連携し、リスクコミュニケーションを全国(うち、復興特別会計上分は、被災4県で実施)で展開する。加えて、平成25年度に養成したコミュニケーター(栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象)が、地域において正確な情報提供ができるよう、各種支援を行っていく。
15	リスクコミュニケーション実施経費 (内閣府)	国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。
16	地方消費者行政活性化事業 (一般会計分) (消費者庁)	「基金」の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、食の安全・安心の確保、風評被害の防止、消費者のための安全・安心地域体制の整備、消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援、消費者教育の推進(地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)などを想定。
17	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費 (文部科学省)	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。
18	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費 (文部科学省)	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。
19	学校における放射線に関する教育の支援 (文部科学省)	放射線に関する資料の作成や、放射線に関する教育のための教員等への支援(教職員等を対象とした研修、出前授業の実施等)を実施。
20	政府広報の実施 (内閣府)	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。
21	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置 (原子力規制庁)	福島県内にコールセンターを設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。
22	放射線による健康不安対策事業 (環境省)	福島県外において、地域住民に対して放射線の健康影響についての住民説明会やセミナー等を開催する。なお、住民説明会やセミナー等においては、個人線量計等による被ばく線量測定の体験等も実施する。
23	県民健康管理調査支援のための人材育成事業 (環境省)	福島県立医科大学においては、ふくしま国際医療科学センター構想を立ち上げて、放射線医学に係る拠点を整備している。こうした中、福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材が不足していることから、健康に関する住民理解の醸成を担う指導者を育成するため、「健康リスクコミュニケーション学講座」を支援し、科学的方法論に基づく効果的なリスクコミュニケーションに関する調査研究を行うとともに、住民に対応する人材の育成のほか、車座集会等のリスクコミュニケーションを実践する。
24	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びに放射線による健康影響等に関する資料の改訂等 (環境省)	国民からの多岐にわたる相談に適切に対応できる人材の育成が必要であり、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材育成等を行うため、保健医療従事者、学校関係者等に対する研修会の実施や住民参加型プログラムの開発、各種の研修資料を作成を行う。また、放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量、防護対策等について、一元的で分かりやすい統一的な基礎資料を改訂するとともに、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会の講師を育成する。

番号	事業名	事業概要
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する		
1. 被災地產品の販路拡大、新商品開発等		
25	福島発農産物等戦略的情報発信事業 (農林水産省)	福島県産農産物等について、产地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。
26	農産物等消費応援事業 (農林水産省)	「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物の消費拡大を促すための情報発信や官民の連携による民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。
27	復興に向けた木の暮らし創出支援事業 (農林水産省)	地域材の利用を促進し、風評被害対策や被災地域の林業・木材産業の復興を図るために、地域材を活用した木造復興住宅等の普及の取組を支援する。
28	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金 (経済産業省)	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)により指定をうけた伝統的工芸品の製造事業者に対し、倒壊した設備の支援等、生産基盤の確立・強化を行うとともに、風評被害を受けている事業者に対し、需要開拓事業などを通じ、伝統的工芸品産業の復興支援を行う。
29	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業 (経済産業省)	被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興・振興等を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発等)を支援する。
30	食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (農林水産省)	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を、被災各県の状況に応じ実施する。
31	被災地で製造されたレトルト品の調達 (防衛省)	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。
32	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与 (外務省)	途上国の要望を踏まえつつ、被災地産の工業用品等を供与することで、当該途上国の経済社会開発を支援するとともに、これら工業用品等について一定の需要を創出することを通じ、被災地の経済復興に貢献する。
33	林木生産加工延長化・林木再生事業のうち原木しいたけ再生回復緊急対策 (農林水産省)	原木しいたけの安全性の普及活動等による消費者の理解向上を通じた消費拡大を図る。
2. 国内外からの被災地への誘客促進等		
34	福島県における観光関連復興支援事業 (国土交通省)	福島県の早期の復興を促進するため、同県が実施する韓国へのプロモーションや国際定期路線の運休が続く福島空港の再生に向けた取組等、風評被害対策及び震災復興に資する事業を支援
35	東北地域観光復興対策事業 (国土交通省)	太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、観光復興に関する課題の抽出や解決策についての調査・検討を実施し、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る。
36	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (国土交通省)	観光立国実現に向けたアクション・プログラム及び日本再興戦略に掲げられた訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指したビジット・ジャパン事業の新たなスタートとして、「クールジャパン」「インベストジャパン」等と一体となった日本ブランドの発信に強力に取り組む。
37	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等 (外務省)	(独)国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。

38	外国報道関係者招聘事業 (外務省)	世界各国の主要プレスの記者を対象に、個別又はグループで日本に招聘し、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより日本政府の政策について理解を深めさせ、その成果を反映した報道記事等を通じて、諸外国国民の対日親近感を醸成し、正しい対日理解を増進、日本の外交政策の実現可能性を高めるとともに、二国間関係を深化させることを目的とする。さらに、風評被害対策及び日本再生の理解増進のための効果的な情報発信を実施する。
39	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信 (外務省)	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にっぽにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。
40	啓発派遣事業 (外務省)	日本の有識者を海外に派遣し、日本の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、日本の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。
41	在外公館文化事業 (外務省)	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。
42	三陸復興国立公園再編成等推進事業 (環境省)	東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核として、公園利用施設の整備を行うとともに、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。
43	戦略的な日本理解促進事業 (外務省)	外国人記者等の招聘等を通し、被災地を含む国内各地の取材を支援し、日本に関する正確な知識をインプットすることにより、日本の魅力や日本ブランドの正確な対外発信を強化する。